

ナイジェリア向け輸出水産食品の取扱要綱

1 目的

この要綱は、ナイジェリア向け輸出水産食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条に基づく衛生証明書の発行、第 16 条及び第 20 条に基づく適合施設の施設認定並びに第 21 条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。

2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ナイジェリア向け輸出水産食品：我が国からナイジェリアに輸出される別添 1 に掲げる食用の水産動物及びそれらの加工品
- (2) 認定施設：ナイジェリア向け輸出水産食品を最終加工する施設又は未加工品を最終保管する施設であって、本要綱に基づき認定されたもの
- (3) 規制対策グループ：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ
- (4) 食品監視安全課：厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課
- (5) 都道府県等衛生部局：都道府県又は保健所を設置する市若しくは特別区の衛生主管部局
- (6) 証明書：ナイジェリア向け輸出水産食品のための水産物輸出衛生証明書
- (7) 認定施設責任者：認定施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (8) 輸出者：認定施設で最終加工又は最終保管されたナイジェリア向け輸出水産食品を輸出しようとする者
- (9) 証明書発行機関：規制対策グループ、北海道農政事務所、東北農政局、関東農政局、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局、九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」と総称する。）並びに登録認定機関（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）に定める登録認定機関をいう。以下同じ。）であって、ナイジェリア向け輸出水産食品の適合施設の認定等を業務とするもの

3 施設の認定手続等

(1) 認定施設の要件

認定施設は、次のいずれかに該当する施設とする。

- ア 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条に基づく営業許可を有し、又は食品衛生法第 57 条に基づく営業届出を行っている施設

イ 条例等に基づき、食品製造等の営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設

ウ 「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく認定施設

エ 「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく認定施設等

オ 「アメリカ合衆国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく認定施設

(2) ナイジェリア向け輸出水産食品の施設認定手続

ア 施設認定を受けようとする者は、別紙様式1の申請書に、(1)の要件を確認するために必要な書類（(1)のア及びイについては、営業許可証又は届出書の写し等）を添付し、手数料の納付とともに、別表の申請先に申請すること。

イ 証明書発行機関は、アによる申請を受けたときは、提出のあった書類により(1)の要件に適合しているかどうかを審査し、審査の結果、問題がない施設については、別紙様式2の報告を規制対策グループに提出すること。

ウ 規制対策グループは、イによる報告の提出があったときは、報告に係る施設に認定番号を付与し、食品監視安全課及び全ての証明書発行機関に対して、認定する旨を連絡する。連絡を受けた食品監視安全課は、都道府県等衛生部局に、証明書発行機関は、施設認定申請者にそれぞれその旨を連絡する。

エ 規制対策グループは、農林水産省のホームページ上で施設認定リストを公表し、当該リストに記載された施設については、公表時点以後、本要綱に基づき認定された施設として取り扱う。

(3) 認定施設に関する認定事項の変更等

ア 認定施設責任者は、認定事項（施設名称、所在地等の別紙様式1の申請書の記載事項をいう。）の変更があるときは、別紙様式3の申請書を、変更内容が確認できる書類を添付し、別表の申請先に提出すること。

イ 認定施設責任者は、認定施設について認定の廃止を希望する場合は、別紙様式4の認定廃止願を、別表の申請先に提出すること。

ウ 認定施設の変更・廃止の連絡及び公表は、(2)イからエまでに準じて行う。

(4) 認定施設の定期確認

ア 都道府県等衛生部局は、管内の認定施設について、食品衛生法で規定する監視指導の際に営業の許可の取消し事由が存在する等の問題が認められたときは、食品監視安全課に報告することとし、当該報告を受けた食品監視安全課は、規制対策グループに連絡を行う。

イ 認定施設責任者は、アの監視指導を受けたときは、その都度、別表の報告先に内容を報告すること。

ウ 証明書発行機関は、イに基づき認定施設責任者から提出される監視指導内容の報告により、認定施設が(1)に規定する要件に適合していることを確認し、当該内容等を規制対策グループに連絡すること。

(5) 認定の取消し等

ア 規制対策グループ又は登録認定機関は、以下のいずれかに該当する場合は、認定施設の取消しを行うことができる。

- ① (4)の定期確認の結果、(1)の要件に適合しなくなると認める場合において、認定施設責任者に対し、これを改善すべきことを求め、かつ、その求めによってもなお改善されないとき。
- ② 認定施設が不正な手続により認定を受けたものであることが判明したとき。
- ③ 認定施設責任者と輸出者が同一である場合、その者が過去に不正な手続により証明書の交付を受けたことが判明したとき。
- ④ その他相当の理由があると認めるとき。

イ 認定の取消しの連絡及び公表は、(2)イからエまでに準じて行う。

4 証明書の発行

(1) 証明書の発行要件

証明書の発行は、ナイジェリア向け輸出水産食品が次に掲げる要件の全てに適合するときに行うものとする。

ア 3(1)の規定により認定された認定施設において最終加工又は最終保管されたものであること

イ 輸出の都度、別添3に規定する官能検査を別添4の手続により行った結果、官能検査基準を満たしているものであること。ただし、「アメリカ合衆国向け輸出水産食品の取扱要綱」又は「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく認定施設及び輸出品目(本要綱において「対米・対EU認定施設等」と総称する。)については、輸出者による輸出の都度の官能検査を省略することができる。

ウ 出港前の貨物であること

(2) 証明書の発行手続等

ア 輸出者は、ナイジェリア向け輸出水産食品について、輸出を行うごとに、別紙様式5の申請書に、以下の①から⑦までの書類等を添付して、手数料の納付とともに、別表の申請先に提出すること。なお、③の船荷証券(BL)又は航空貨物運送状(AWB)の写しを申請時に提出できないときは、証明書発行日までに提出すること。また、①から③までについては、別紙様式5(1製品の詳細)の内容が確認できるもののみの提出でよい。電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム(以下、本要綱において「NACCS」という。)による申請を行うときは、別添2によること(NACCSによる申請は、登録認定機関に対する申請の場合のみ可能とする。)

- ① インボイスの写し
- ② パッキング・リストの写し
- ③ 船荷証券(BL)又は航空貨物運送状(AWB)の写し
- ④ 食品衛生法第27条の規定に基づく食品等輸入届出書(ナイジェリア向け輸出水産食品の主原料が輸入品である場合のみ。)
- ⑤ 別紙様式8の官能検査等実施記録(認定施設が対米・対EU認定施設等のときは、提出を必須とはしない。)
- ⑥ 別添4の4に規定する官能検査の検証を実施したことが確認できる書類を有

する者は、直近の当該書類の写し

⑦ 郵送での受取りを希望するときは、切手を貼付し宛先を記入した返信用封筒
イ 証明書発行機関の長は、アにより申請を受けたときは、提出のあった書類により（１）の要件に適合しているかどうかを審査した後、問題がないと認められるときは、以下の点に留意し、速やかに別紙様式６により証明書の原本を発行する。

① 英語で記載すること。

② 「Certificate No.」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。

③ 証明書に使用する用紙については規制対策グループの指示に従うこと。

ウ 証明書発行機関は、証明書発行申請の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることがある。

エ 証明書発行機関は、証明書原本の写し及び関係書類を証明書発行年度の翌年度から３年間保存する。

（３）証明書の返却等

ア 予定していた輸出が中止になり証明書が不要になった場合において、未だに証明書が発行されていないときは、輸出者は、別紙様式７の取消願を、発行を申請した証明書発行機関に提出すること。

イ 前項の場合において、既に証明書が発行されているときは、輸出者は、速やかに証明書原本を、別紙様式７の取消願とともに、発行を受けた証明書発行機関に返却すること。この場合において、証明書発行機関の長は、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わないものとする。

（４）証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、規制対策グループと協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。なお、発行停止に当たり、規制対策グループは、必要に応じて食品監視安全課の意見を聴取するものとする。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められ、又はその疑いがあるとき。

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であつて、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき。

ウ その他相当の理由があると認められるとき。

５ その他

（１）輸出者自らの衛生管理について

輸出者は、ナイジェリアの衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、ナイジェリア向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、ナイジェリア向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

（２）違反した輸出水産食品等に対する対応

規制対策グループは、ナイジェリアの食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡をナイジェリア政府から受けるなど、ナイジェリア向け輸出水産食品に問題が発生したときは、食品監視安全課及び証明発行機関に連絡するとともに、施設認定を行った証明書発行機関による輸出の都度の官能検査を指示し、別添 3 の 2 に掲げる検査基準を満たしていることを確認する。

この場合において、問題点の原因究明及び改善措置について、証明書発行機関を通じ規制対策グループあて報告し、改善されたと判断したときは、規制対策グループの指示により、官能検査の強化の措置を解除することができる。

(3) ナイジェリア政府との協議

規制対策グループは、(2) に定めるもののほか、ナイジェリア政府からの連絡等があったときは、ナイジェリア側と協議の上、適切な措置をとるものとする。